

令和4年度認知症対応型サービス事業管理者研修

開催要項

【1.目的】

認知症対応型サービス事業所を管理・運営していく上で必要な知識・技術などを身につけることを目的とします。

【2.実施主体】

島根県

【3.実施機関】

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

【4.受講対象】

- ① 認知症介護実践研修「実践者研修」※1又は痴呆介護実務者研修「基礎課程」を修了している者であって、下記の②～⑤のいずれかに該当する者としてします。
- ② 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者及び予定者 ※2
- ③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者及び予定者 ※3
- ④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者および予定者 ※4
- ⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者及び予定者 ※5

※1

- ・平成12年～17年までの「実践者研修」を受講していない実践リーダー研修（専門課程）の修了者については「実践者研修」修了者とみなします。

※2～5

②～⑤ いずれの事業所も

- ・今後開設を予定している事業所の管理者は、開設時に本研修を受講していることが必要です。
- ・管理者変更になった場合、新任の管理者は本研修を受講することが必要です。

※ 地域密着型サービス事業所の人員基準上、本研修の受講が必要となる場合がありますので、詳しくは別紙①「指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修」をご参照ください。

【5.研修日程】

| 会場 | 期 日 | 開催場所（※会場周辺図参照） | 定員 |
|----|----------------------|-------------------|-----|
| 松江 | 令和4年10月12日(水)～13日(木) | いきいきプラザ島根 403 研修室 | 24名 |
| 浜田 | 令和5年3月2日(木)～3日(金) | いわみーる 401 研修室 | 24名 |

【6.研修内容】

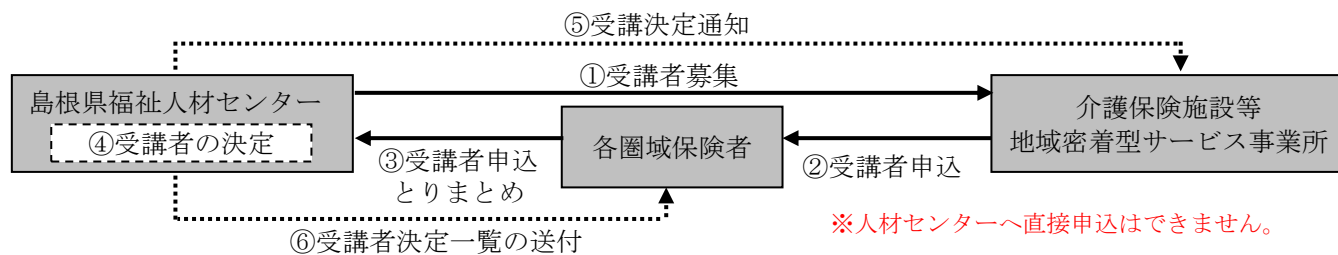
| 日程 | 時間 | 内容 | 講師 |
|-------------|---------------|-------------------|----------------------------------------------|
| 1 日 目 | 9:00 ~ 9:15 | 受付 | |
| | 9:15 ~ 9:20 | 開会 | |
| | 9:20 ~ 10:20 | 地域密着型サービス基準について | 島根県健康福祉部 高齢者福祉課 |
| | 10:30 ~ 12:00 | 介護従事者に対する労務管理について | 島根労働局 |
| | 12:00 ~ 13:00 | 昼食・休憩 | |
| | 13:00 ~ 14:30 | 地域密着型サービスの取組みについて | サンキ・ウエルビィ株式会社 事業統轄部 教育研修課 統轄部長 深井 綾子 氏 |
| | 14:40 ~ 17:00 | 適切なサービス提供のあり方について | |
| 2 日 目 | 9:00 ~ 12:10 | 適切なサービス提供のあり方について | |

【7.申込方法・受講決定】

- (1) 受講申込書（様式第6号）により、各圏域の介護保険者に郵送または持参でお申込ください。（FAX 不可）
受講申込書、介護保険者一覧とも当センターホームページから入手できます。

添付書類：認知症介護実践研修「実践者研修」又は痴呆介護実務者研修「基礎課程」の修了証書の写し

- (2) 保険者は総括表（様式第2号別紙）に取りまとめの上、島根県福祉人材センターに受講申込書を提出してください。（FAX 不可）
- (3) 受講決定後、決定通知を事業所から保険者への受講申込締切後、20日前後で各事業所に送付するとともに各保険者へ受講決定者一覧を送付します。
- (4) 定員超過の際は、島根県が定める選考基準に基づき選考を行い、受講をお断りする場合がありますので予めご了承ください。



| 会場 | ②事業所から保険者への受講申込受付期間 | ③保険者から福祉人材センターへの提出期限 |
|----|------------------------|----------------------|
| 松江 | 8月8日(月)～8月26日(金)【必着】 | 9月2日(金)【必着】 |
| 浜田 | 12月23日(金)～1月23日(月)【必着】 | 1月30日(月)【必着】 |

【8.受講料】 ひとり 4,000円

- (1) 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。開催日の一週間前までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料が発生する場合にはご負担ください）
- (2) 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、開催日の一週間前までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします。（手数料は事業所負担）

【9.修了証書】

- (1) 厚生労働省が定めた研修日程(時間数)を満たした出席者には島根県知事名の修了証書が交付されます。
- (2) 1科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。

また、研修受講態度が著しく不良であったり（注1）、研修内容を理解していないと判断される場合も修了証書の発行を行わないことがありますので、あらかじめご了承ください。

（緊急かつやむを得ない場合等については県と協議のうえ、決定します）

- 注1) ① 他の受講者、研修会場、実習施設に迷惑をかける行為
② 研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）
③ 研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

【10.その他】

- (1) 研修期間中の出席管理に伴い出席簿にサインをしていただきます。（印鑑は不要）
- (2) 昼食は(松江会場)500円、(浜田会場)550円（お弁当のみ・税込み）で斡旋します。
受付時に業者が弁当券を販売します。
- (3) 研修会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (4) 駐車場に限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。
- (5) 地震・台風・感染症（新型コロナウイルス等）など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。
- (6) 受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- (7) 感染症対策の一環として、マスク着用のうえご参加ください。

【11.お問い合わせ先】

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／鬼村・原

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2階

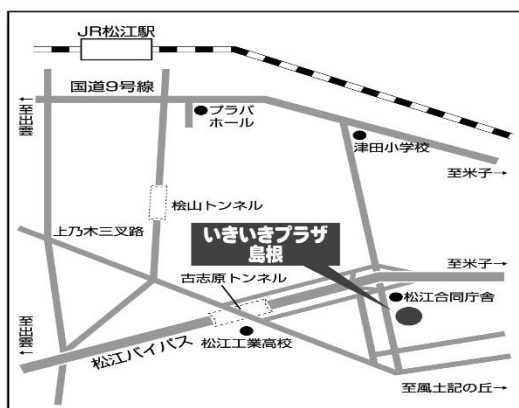
[TEL] 0852-32-5975

[FAX] 0852-32-5956

[URL] <https://www.shimane-fjc.com/>

【12.会場周辺図】

松江 「いきいきプラザ島根」 松江市東津田町 1741-3



■JR 松江駅バス停より市営バス [県合同庁舎] 行または [南循環線外回り] で「県合同庁舎前」下車
(所要時間約 20分)

浜田 「いわみーる」 浜田市野原町 1826-1



■JR 浜田駅より「県立大学」行または「大学循環」
「いわみーる」下車（所要時間約 10～15分）

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。